

栃木県公共図書館協会会則

(名称・事務局)

第1条 この会は、栃木県公共図書館協会と称し、事務局を会長の在職する図書館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、栃木県内の公共図書館事業の振興発展を図り、本県文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員間における相互協力の支援
- (2) 図書館等職員の研修
- (3) 図書館事業等の調査研究
- (4) 図書館資料の収集配布
- (5) 図書館資料の相互貸借に関する調整
- (6) 学校図書館及び各種教育機関との連絡提携
- (7) その他必要とする事業

(会員)

第4条 この会の会員は、栃木県内の次のものとする。

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館
 - (2) 図書館法第2条第2項に規定する私立図書館のうち、公共図書館活動を行う公益法人の図書館
 - (3) 公立図書館未設置市町村において、図書室活動を行う公民館
- 2 この会の会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 3 この会を退会しようとするものは、退会届を提出しなければならない。
- 4 第1項第3号のものが会員となっていた市町村が図書館を新設したときは、当該図書館が既会員に代わり入会したものとみなし、既会員は退会したものとする。

(負担金)

第5条 会員は、毎年度会長の指定する期日までに、別表1に定める負担金を納めなければならない。

- 2 年度途中から会員となったものは、別表1の額を月割り計算して得た額（100円未満の端数は切り捨てる。）を入会年度の負担金とする。
- 3 既に納めた負担金は、これを返還しない。

(役員)

第6条 この会に、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
常任理事	1名
理事	（会長、副会長、常任理事を含む。）18名以内
監事	2名

- 2 役員は、別表 2 に定めるところにより、総会で選出する。
- 3 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に異動の生じたときは、その後任者が残任期間その職にあるものとする。
- 4 理事及び監事は、役員の互選とする。
- 5 会長・副会長及び常任理事は、理事の互選とする。

(職務)

第 7 条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 常任理事は、日常の会務の運営にあたる。
- 4 理事は、会務を審議し、運営にあたる。
- 5 監事は、会計を監査する。

(職員)

第 8 条 この会の事務を処理するため、次の職員をおく。

事務局長 1 名
書記 若干名

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて事務を処理し、書記は、事務局長の指揮のもとに事務を処理する。

(会議)

第 9 条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 この会の会議は、その構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第 10 条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 3 総会は次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
 - (2) 予算の決定及び決算の承認
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要な事項

(役員会)

第 11 条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 監事は、役員会で意見を述べることができるが、議事の決定に参加することは出来ない。
- 4 役員会は次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) 緊急を要する事項
 - (4) その他必要な事項

(特別委員会)

第12条 この会の目的遂行のため、総会の承認を経て、特別委員会をおくことができる。

(経 費)

第13条 この会の経費は、負担金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、昭和27年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和38年10月18日より施行する。

附 則

この会則は、昭和42年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和47年9月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和55年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和60年5月29日より施行する。

附 則

この会則は、昭和63年6月2日より施行する。

附 則

この会則は、平成元年5月24日より施行する。

附 則

この会則は、平成2年5月18日より施行する。

附 則

この会則は、平成4年5月14日より施行する。

附 則

この会則は、平成5年5月14日より施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月14日より施行する。

附 則

この会則は、平成12年5月17日より施行し、平成12年4月14日から適用する。

附 則

この会則は、平成16年4月22日より施行し、平成16年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成17年4月21日より施行し、平成17年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成18年4月20日より施行し、平成18年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成19年4月19日より施行し、平成19年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成21年4月22日より施行し、平成21年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成22年4月28日より施行し、平成22年度の負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成23年5月13日より施行する。ただし、宇都宮市立南は平成23年7月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月10日より施行する。ただし、役員の選出区分及び人数は平成25年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月22日より施行し、平成26年度負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成27年6月26日より施行し、平成27年度負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成28年7月16日より施行し、平成28年度負担金から適用する。

附 則

この会則は、平成29年5月18日より施行し、平成29年度負担金から適用する。

附 則

この会則は、令和元年5月16日より施行する。

附 則

この会則は、令和2年12月1日より施行し、令和2年度負担金から適用する。

(別表1) 栃木県公共図書館協会負担金

区分	金額
県立	25,000円
市町立	6,900円
その他	3,000円

(別表2) 栃木県公共図書館協会役員の選出区分及び選出人数

選出区分	人数	所属会員
宇都宮・河内・芳賀地区	3名	・宇都宮市立中央・宇都宮市立東・宇都宮市立南 ・宇都宮市立上河内・宇都宮市立河内 ・上三川町立・点字・真岡市立・真岡市立二宮 ・益子町中央・ふみの森もてぎ・市貝町立・芳賀町
上都賀・塩谷地区	3名	・鹿沼市立・鹿沼市立東分館・鹿沼市立栗野館 ・日光市立今市・日光市立日光・日光市立藤原 ・矢板市立・さくら市氏家・さくら市喜連川 ・塩谷町・高根沢町
下都賀・佐野・足利地区	3名	・栃木市栃木・栃木市大平・栃木市藤岡 ・栃木市都賀・栃木市西方館・栃木市岩舟館 ・小山市立中央・下野市立南河内・下野市立石橋 ・下野市立国分寺・壬生町立・野木町立 ・佐野市立・佐野市立田沼・佐野市立葛生 ・足利市立
那須地区	2名	・大田原市立大田原 ・那須塩原市・那須塩原市西那須野 ・那須塩原市塩原・那須烏山市立南那須 ・那須烏山市立烏山・那須町立・那珂川町馬頭 ・那珂川町小川
県立	2名	・県立